

特別支援学校において
スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために



一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

はじめに

< アメリカでの特殊教育におけるスクールソーシャルワーカーの役割 >

アメリカにおいてスクールソーシャルワーカー(以下、SSW と記す)の起源である「訪問教師」(visiting teachers)活動は、1906 年～1907 年に誕生する。その後、1913 年に、ニューヨーク市教育委員会は訪問教師サービスを全米で最初に財源化した。そして、訪問教師は貧困家庭の子どもたちへの教育保障に向けた支援を展開していくうえで、障がいのある子どもたちの支援にも関わっていった。

当時のアメリカの学校では、知的発達の遅れが疑われる子どもたちの登校や学業の遅れが課題となっていた。例えば、1920 年のニューヨーク市教育委員会への報告書では、学校登校部局(Bureau of Attendance)の調査で、1学年期間、attendance officers(登校対応職員)によって繰り返し登校するように警告されても怠学を継続するため、状況聴き取りに親が呼び出された子どもの数が1,188 名であった。この子どものうち608 名の調査では怠学が知的発達と関連する子どもたちが見られた。下表は、ターマンの知能測定による608 名の知能指数の結果である。

表 子どもの知能指数と人数(New York(City)Board of Education,1920)

| 知能指数 | 40 ~ | 50 ~ | 60 ~ | 70 ~ | 80 ~ | 90 ~ | 100 ~ | 110 ~ | 120 ~ | 総数 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-----|
| 人数 | 3 | 16 | 76 | 170 | 176 | 77 | 81 | 9 | 0 | 608 |

このように、学校には多様な状況を抱える子どもたちが登校してきており、その中には学業についていけない知的障がいの子どものたちも含まれており、この子たちが怠学傾向を示すことも指摘されている。そのため、訪問教師は活動の当初から障がいのある子どもたちも支援していたのである。

1943 年、訪問教師は「スクールソーシャルワーカー」へと名称変更される。1950 年頃までの障がい児教育に関しては、軽度知的障がいの子どものたちは施設か特殊学級のいずれかにおいて教育されるのが当然であると考えられていた。そのため、障がいのあるすべての子どもた

ちに対する教育の手立ては十分施されているとはいえない状態であった。しかし、1960年代に入り、知的障がい児への教育的処遇のあり方や特殊学級への配置に対して、厳しい批判がなされ始める。そして、1975年に「全障がい児教育法」(the Education for All handicapped Children Act of 1975:P.L.94-142)が成立するのである。

P.L.94-142は「障がいのある人々のための権利の法案」と呼ばれ、3歳から21歳までのすべての障がい児に対し、①無償で適切な公教育への権利と、②障がいのない生徒と出来るだけ一緒に教育を行っていく最少制約環境(Least restrictive environment)への権利を主要な理念とした。そして、個々の障がい児の教育プログラム内容を明確にしていくための個別教育プログラム(Individualized Education Program:IEP)の作成が義務づけられたのである。

この法律にて、特殊教育(special education)とは「障がいのある子どもたちの個別のニーズを充たすために特別に計画された無償の教育」と定義づけられている。そして、この法にてSSWは、「学校でのソーシャルワーク・サービス」を提供する専門職として位置づけられたのである。そのサービス内容は、次のものである。①子どもの社会歴や発達歴を準備する。②子どもと家族との個別カウンセリングとグループカウンセリングを提供する。③学校での子どもの適応に影響を及ぼす子どもの生活状況(家庭、学校、地域)に対して、保護者や関係機関とのパートナーシップに取り組んでいく。④子どもが自分の教育プログラムにおいて可能な限り効果的に学習できるように、家族、学校、地域の資源を活用する。⑤肯定的な行動介入方略の開発を援助する。

このように、アメリカでは、特殊教育においてSSWの役割が法的に位置づけられているのである。

< わが国での特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの役割課題 >

わが国の特別支援教育は、2006(平成18)年の学校教育法改正により2007(平成19)年4月より始動した。特別支援教育では、関係機関との連携を図った「個別的教育支援計画」の策定と活用、「個別の指導計画」の作成、特別支援学校への名称変更等に加え、新たな役割機能を持つ「特別支援教育コーディネーター(以下、Coと記す)が位置づけられた。そして、Coの役割は、①校内委員会・校内研修の企画・運営、②学校・関係諸機関との連絡・調整、③保護者からの相談窓口とされ、特別支援学校のCoはセンター的機能の役割を担うことも求められている。

他方、2008(平成 20)年度より文部科学省による SSW 活用事業が開始し、SSW の業務として関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等が位置づけられた。これにより、特別支援学校において SSW が支援を展開するうえでは、学校と関係諸機関との連携に関して Co と SSW の役割が重なることになる。そのため、わが国において特別支援学校に SSW が効果的に活用されるためには、Co と SSW の役割分化を示していく必要がある。

そこで、門田(2018)は、Co と SSW の役割分化を示すために、都道府県立の特別支援学校 1100 校の Co を対象に、2017 年 9 月 10 日～2017 年 10 月 10 日に郵送によるアンケート調査を実施した。回答返送数は 572 部(回収率 52.5%)であった。

調査結果では、特別支援学校において SSW の配置が「必要と思う」回答は 72.0%であった。Co が SSW 配置を「必要と思う」理由の背景としては、家庭支援のケースが増加しており、子どもが抱える問題や課題が多いこと、しかし、その対応にあたり Co の役割である「関係機関の連絡・調整役」を担うが実際には日程調整の困難さから関係機関との連携が図りづらいこと、学校と関係機関との考え方が違うことなどがあげられた。そして、家庭支援や学校・家庭・関係機関の連携を担う福祉の専門職として SSW がいることを知っているため、特別支援学校においても SSW が必要であるということである。

他方、SSW 配置にあたっては、Co と SSW の業務上の役割分化を明確にする必要性を指摘する意見もあった。そこで、SSW と連携した経験のある特別支援学校の Co10 名を対象に半構造的面接による質的調査を実施し、Co がどのような役割分担を SSW に期待しているのかを明らかにしていくことにした。

この調査結果では、Co10 名全員より、Co の役割は【教育的支援】であり、SSW の役割は【福祉的支援】であること、そして SSW には【保護者・子どもの生活支援】に際して【関係機関の連携支援】や【社会福祉や関係機関の知識】を発揮してもらいたいという意向がしめされた。

以上の調査結果を踏まえて、特別支援学校においてスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するためのガイドラインを示していくことにする。

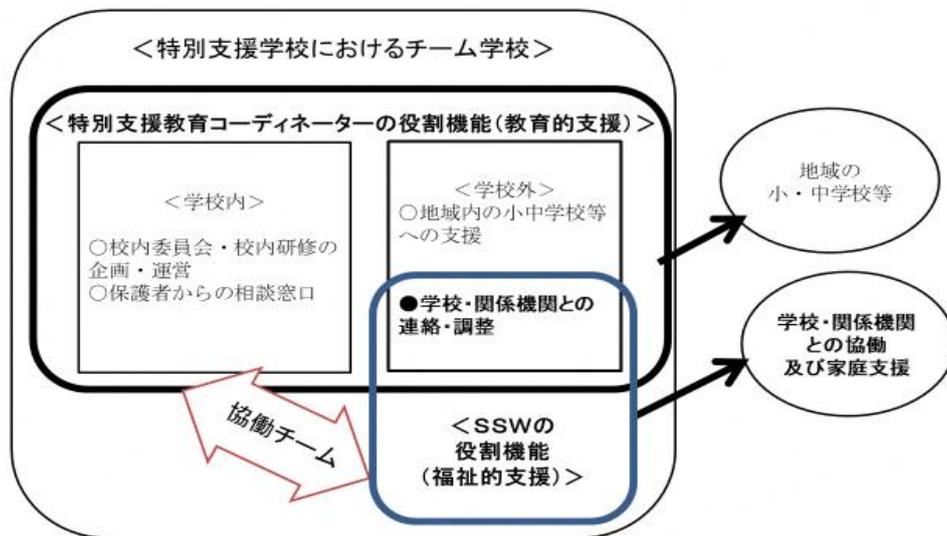
特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの役割について

特別支援学校での SSW 配置に際しては、Co と SSW の役割分担を単に業務上で位置づけていくのではなく、特別支援教育が教育と福祉の協働を基底することを位置づけていく必要がある。

特別支援教育の定義(文部科学省, 2007)では、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」としている。

この定義では、子どもたちの自立と社会参加に向けて、学習上の困難を改善又は克服する「教育的支援」だけではなく、生活の困難を改善又は克服する「福祉的支援」もが掲げられている。この意味で、特別支援教育は教育と福祉の協働が重視されている。

そこで、下図に示したのが特別支援教育における教育と福祉の「協働」を基盤にした Co と SSW の役割機能の分化図である。



特別支援教育の定義に基づき、「学習上の困難を改善又は克服する」取り組みは教員による「教育的支援」であり、Co の役割業務である校内委員会や校内研修、個別の教育支援計画や個別の指導計画、保護者との連絡・調整等は教育的支援といえる。他方、「生活の困難を改善又は克服する」取り組みは「福祉的支援」であり、SSW の役割機能といえる。

特別支援学校において SSW を効果的に活用するために

特別支援学校で SSW が効果的に活動していくためには、Co と SSW の協働が中核となる。そのため、Co が所属する部署に SSW も位置づけられていくことが重要である。そして、Co と SSW との協働にあたっては、上図の特別支援教育における教育と福祉の「協働」を基盤にした Co と SSW の役割分化の観点 が基盤となる。特に、特別支援学校において SSW を効果的に活用するためには以下の点 があげられる。

1. SSW と Co の役割分化を明確にする

(1) SSW の役割

① 学校外との連携1(外部関係機関が複数に渡る場合)

Co の役割は、「保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられている」とある。福祉、医療等の関係機関との連絡調整の部分では SSW と役割が重なる部分もある。この役割分化を明確に行うことで、Co と SSW の協働の有効性が現れる。

具体的には、Co は学校全体の窓口として学年や担任、管理職からの意見を集約しておくことが大事である。保護者や児童生徒の対応においては、校内で検討して対応できるものは Co が中心になって担っていくのがよい。ただし、学校外の関係機関の協働を要する場合で、特に複数の関係機関が関係する場合は、学校内の窓口として活動をするだけでも大変な Co が、外部関係機関全てと協働・調整を図ることは困難である。多数の外部機関との協働は SSW が担うことで、学校外は SSW、学校内は Co という役割分化が図れ、結果的に児童生徒の支援がスムーズにいくことになる。

② 学校外との連携2(新しい資源やサービスに繋げる場合)

児童生徒や家庭に新たな資源やサービスに繋げる時は、SSW が担う方が効果的である。児童生徒の状況を把握して、学校外の資源やサービスに繋げる必要性を判断し、適切に繋げていくことは、アセスメントに基づいて支援を実施する SSW の役割に該当する。この業務を Co が行くと、新たに繋げていく作業に時間を要するため、当該児童生徒の支援が遅れることになる。また、学校内全体の支援にも影響を与えることになると思われるためである。

③ 福祉的視点からの支援

Co は教員がその役割を担うものである。あくまでも教員として児童生徒の教育保障の視点から関わる。一方、SSW は福祉の視点から児童生徒の教育保障だけにとどまらず、最善の利益の保障のために、家庭生活など多岐に渡る分野への支援にあたる。Co はマイクロ・メゾレベルでの支援、SSW はマクロ・メゾ・ミクロを横断的に支援すると言える。

学校と関係機関の連携・調整する役割は Co と SSW 共に同じであるが、教育と福祉の立ち位置の違いが役割分化を図る上で一番重要だといえる。児童生徒の支援においてソーシャルワークの視点からプランを立案する必要がある場合は、複数の機関が関わっていても SSW 主導で進めていく方がよいといえる。

(2) Co の役割

① 学校内の連携

特別支援学校は、小学部・中学部・高等部から成り立っている。また、「併置校」という、独立した2種類以上の障がいに関する教育領域を1つの学校で取り扱っている特別支援学校もある。就学年齢や障がいが異なる子どもたちに係る教員は膨大な人数となる。学部、学年、担任との調整を SSW が行うのは困難なことが多いため、Co が学校内の教員との連携窓口を図って頂くことで、スムーズな支援に繋がると考える。拡大ケース会議等の開催の際は、学校内の行事や会議、担任の都合をCoが調整してくれると、SSWは外部機関の調整を図るだけで済むことになる。

② 教育的視点からの支援

対象児にとって、教育的視点から必要な支援をCoが検討することは大きな役割であると考ええる。福祉的視点から支援を実施するSSWには教育的視点がどうしても不足しがちとなるため、SSWに教育的支援方法をCoから助言してもらうことで、より有効な支援が実施できることになる。

2. 特別支援学校内での SSW の位置づけ・役割の明確化

SSW を校務分掌の中に位置づけていただくことが大事である。そして、SSW の活動や役割を Co だけでなく、全職員が理解できるように SSW からの研修も必要だと考える。校内で Co から形成されている「支援部」と SSW の連携を要として、校内全体の支援が実施できる体制整備が必要である。

3. SSW の配置形態について

Coの役割のところでも述べているが、特別支援学校は就学年齢や障がいが多岐に渡るため、1校だけで様々な支援を必要とする子どもたちがたくさん在籍している。特別支援学校1校にSSWが配置という形態を取るのが望ましいのではないかと考える。その際は、Coが所属する部署にSSWも配置することが望ましい。朝礼でCoとSSWが1日の動き方の確認をして、役割を互いに把握することで、効果的な支援が実施できると考える。

特別支援学校1校にSSWの配置が難しい場合は、拠点巡回型や派遣型などの形態を取るようになるが、いずれの場合においても、特別支援学校のみを担当する専属のSSWを置くことが望ましい。加えて、SSWとして3年以上の経験を積んだ者であることも必要だと考える。なぜならば、特別支援学校に在籍している子どもたちへの支援は、多岐に渡ることが多いからである。特別支援学校の子どもたちは一人ひとりが異なった支援を必要としており、その家族も支援を要する多問題家庭であることが多い。そして、就学年齢に応じた支援を検討することや、高等部へと進むにつれて進路の検討など、切れ目のない支援が必要である。

このように、福祉の知識と併せて十分な特別支援教育の知識も持っていないと、Coと連携して支援を実施することは困難となる。派遣型の形態の場合は特別支援関係領域の部署と連携を図りやすい部署にSSWの籍を置く、拠点巡回型の形態の場合は拠点となる学校を中心にSSWが活動しやすい体制整備などが必要となる。

支援事例・1

— Co が学校の窓口となり、SSW が家庭と学校の仲介役として機能した事例 —

1. 対象児童生徒

中学部 2 年生 男子

2. 家族構成

母、本人、兄の 3 人世帯である。

3. SSW への支援依頼の経緯

中学校通常学級に所属していたが、学期途中から特別支援学校の知的障がい部門の中

学部へ転籍となる。転籍してから完全不登校となる。クラス担任の家庭訪問に対しては母が拒否するため、本人との接触が図れない状況であった。転籍してからは全欠状態である。母には精神疾患があり、母への対応の難しさがあるため、SSW に家庭と学校の仲介役としての依頼がくる。

4. 学校と打ち合わせ

SSW は、学校から本家庭の転籍前後の経緯を聞き取る。母は学校には体調のいい時は来校して話はできるが、本人の知的課題や発達課題を理由に学校へ連れてくるのは難しいと訴え、具体的な支援に繋がらないとのことであった。本家庭は多数の関係機関(相談支援事業所、医療機関、生活保護課、市保健福祉課)と繋がっているが、母の了承を得ていないために、学校は関係機関との協働もできていない状況であった。そこで、まずは SSW が母と繋がり、母への支援に取り組んでいくことで、学校と家庭の繋がりを推進していくことを目標とした。

5. 家庭への介入

学校からの SSW の紹介に母が了承された。そこで、SSW は、学校にて母と面談を実施した。初回面談では母は行政機関への不満や不信感を話し、SSW も行政機関と一緒にのではという不安を持っていることが感じられた。行政機関に対する母の思いやこれまでの経緯を丁寧に聞き、SSW の役割について説明をした。以後、母とは面談や電話連絡を継続していくことにした。また、母からは、関係機関や医療機関との協働について了承をもらった。

6. 学校と関係機関との連携課題

SSW より各関係機関に連絡を取りとる。どの関係機関も本家庭への支援の難しさを感じているようであった。また、各関係機関の動きが単独となっており、関係機関間の協働ができていないことが分かった。

7. 拡大ケース会議の実施

そこで、学校にて拡大ケース会議を実施した。参加者は、学校、本人の主治医、生活保護課、相談支援事業所、市保健福祉課、SSW である。会議にて本家庭の情報共有を行い、各関係機関での支援における役割分担を確認し合った。また、関係機関との連絡は SSW が中心に行い、学校窓口は Co が担当するという役割分担を決めた。

8. 母と関係機関との繋ぎ役

SSW の家庭訪問を母に受け入れてもらえるようになったため、家庭に入ることができるようになった。SSW は母との良好な関係性を築いていき、訪問看護の利用を母に促した。最初は拒否していた母も SSW の説明に納得をし、訪問看護の受け入れを了承された。その後、訪問看護師が家庭訪問するようになり、家族以外と話さなかった本人が訪問看護師とは話すようになった。

9. 学校と家庭への繋ぎ役

SSW や訪問看護師の母への働きかけにより、母は学校の家庭訪問を受け入れることに承諾をされた。そこで、SSW は Co と打ち合わせを行い、担任と Co が一緒に家庭訪問をすることになった。しかし、当初は SSW が訪問看護師が日時を合わせて、担任と Co と一緒に家庭訪問を実施した。その後は、担任と Co だけでも家庭訪問ができるようになった。また、家庭訪問時には、本人も担任や Co と話ができるようになっていった。

学校では、Co を中心に学校内での本人の受け入れ体制を検討していった。支援プランとしては、週1回の短時間登校など、本人の状況に合わせた支援プランを作成し、母と本人に提案していった。

10. 支援結果

今回の支援を通して、①本人は短時間の別室登校ができるようになった。また、②本人は家族以外の人(学校・訪問看護師)とも話ができるようになった。さらに、③関係機関と学校の連携が取れるようになり、④母が学校や関係機関と話ができるようになった。

11. SSW と Co との役割分化の成果

①SSW による関係機関との協働及びコーディネート

複数の関係機関がそれぞれ単独で本家庭の支援に入っていたため、SSW が全体のコーディネートと協働を図っていった。拡大ケース会議にて、各関係機関がお互いの支援の動きを確認していくことで、本家庭に対し有効な支援が実施できるようになった。

②SSW による学校と家庭の仲介

学校は母との面談を実施するが、具体的な手立てを取れずにいた。そのため、SSW が仲介役として介入し、学校と家庭の繋ぎ役を担っていった。

③SSW と Co の役割分化による本人への対応

担任と Co が本人と繋がったことで、Co を中心に学校内で本人の特性や障がいに合わせて登校プランを立てることができ、登校へとつなげることができた。

支援事例・2

— SSW と Co の協働にて本人の環境調整を図った事例 —

1. 対象児童生徒

高等部 2 年生 男子

2. 家族構成

母, 本人の 2 人世帯である。

3. SSW への支援依頼の経緯

母子で母方実家のある本市に転入し、母子生活を開始した。それに伴い、本人は特別支援学校知的部門の高等部に入学となる。本人は知的障がいと精神疾患があり、母も精神疾患とアルコール依存がある。互いに障がい課題があるため、母子間でコミュニケーションがうまく図れず、トラブルが多発し、この関係性の不良から本人の状態が悪化していた。学校としては本人が落ち着いて学校生活を送るために、家庭生活の安定が必要との見立てから、SSW による家庭支援への介入依頼となった。

4. SSW と学校との打ち合わせ

学校は Co を窓口、高等部全体で本人の学校生活の安定に努めることとした。SSW は母子の家庭生活の支援を行うために必要な関係機関への繋ぎ、協働及びコーディネートの役割を担っていくことにした。

5. 母と本人との面談

SSW は母と本人の個別面談を行い、今後も継続した面談をしていくことを提案した。母に、母子それぞれが通院している医療機関との協働を図る了承をもらう。母子それぞれの主治医から「母子が一緒に生活をする、お互いの精神状態悪化に繋がる」という同一の見解を確認

した。

6. 関係機関との協働

母が酒に酔った際に、本人が母に暴行したという連絡が、児童相談所から学校に入った。本人の一時保護後、児童養護施設の入所となった。本人は、児童養護施設の入所直後から、施設内で職員や入所児童に暴言や暴力を頻回に起こした。

母は SSW の勧めにより断酒会に参加するが、断酒には至らないまま経過していた。しかし、SSW は母への支援を継続していった。

児童養護施設内での本人の暴行がさらに悪化していったため、施設退所となる。しかし、母子それぞれの主治医からは、2 人が一緒に生活することを許可しない指示がでているため、本人の住まいの確保の必要性が出てきた。

そこで、緊急ケース会議を学校で開催した。参加者は、学校、児童養護施設、児童相談所、本人の病院の医療ソーシャルワーカー、相談支援事業所、SSW である。このケース会議にて、本人の住まい確保としては、本人の障がい特性を考慮して、児童養護施設の措置から障害児入所支援の契約に移行する事が決まった。また、障害児入所支援への入所利用に伴い、相談支援事業所による支援が開始された。そのため、SSW は相談支援事業所と協働し、母の状況を確認し合った。学校は Co を中心に障害児入所施設からの登校練習や、本人に合わせた学校生活の調整を図っていった。具体的には、本人が授業を受けることがきつい時の保健室や別室での対応や、担任だけでなく Co も本人と面談を実施することなどである。

7. 母子の関係調整

障害児入所施設入所後は学校生活も安定していたが、母が施設を訪れ本人を外出・外泊させたりすることが多発した。これにより、本人が不眠や学校で突然泣いたり、笑ったりと情緒不安定になっていった。SSW が母と本人それぞれの主治医の見解をもとに、外出や外泊のルール設定し、母子間の調整を行っていった。

高等部 3 年の 1 学期、進路については母から卒業後は親子で生活したいという希望が出されたことで、本人の心が揺れ始めた。そこで、関係機関によるケース会議を実施し、学校は本人の意向を確認した。学校と関係機関は本人の意向を踏まえて、本人の進路先は就労継続支援 A 型の雇用と障害者入所施設への移行が決定した。

また、母子参加型のケース会議を学校で開催し、SSW は母の主治医と協働しながら、母の支援を継続していった。そして、本事例は本人の卒業により支援終結となった。

8. 支援結果

今回の支援を通して、本人は卒業後、障害者入所施設での生活を基盤に置き、就労継続支援での就労に取り組んでいる。本人の卒業により、学校や SSW の支援は終了となるため、その後は相談支援事業所が中心となり、本家庭への支援をしていくことになった。母子の生活は別になることで、母子関係のバランスも良好となり、母子が共にする時間も取れるようになった。

9. SSW と Co との役割分化の成果

①SSW と Co との協働

SSW が家庭支援と外部の関係機関の調整役を担い、Co が学校での本人の状況把握・学校による支援のコーディネート役とった役割分化をした。そして、SSW と Co が相互に協働し、情報共有を行っていった。

②SSW による関係機関との協働とコーディネート

母や本人への支援を行う関係機関が多岐にわたるため、関係機関との連絡やケース会議の調整などを SSW が担った。学校は Co を中心に、本人の教育及び進路の保障に専念していくことできた。

③適切なサービスや資源への繋ぎ

本事例では、本人の状況に合わせた適切なサービスや資源の提案、学校や関係機関との繋ぎを実施していった。

支援事例・3

— SSW と Co との連携にて本人の医療・学校の調整を図ったケース —

1. 対象児童生徒

中学部 1 年生 女子

2. 家族構成

母, 祖母, 本人の 3 人世帯である。

3. SSW への支援依頼の経緯

本人は、精神科病院にて心身症の診断を受け、特別支援学校病弱部門中学部に入学してきた。本人はこだわりが強く、対人関係にも課題があり、学校では別室で短時間しか過ごすことができなかった。1 学期の終わりには欠席も増加した。本人の欠席時には、母が仕事で自宅にいないため、本人と祖母の2人となる。しかし、本人は祖母に対して暴言や暴力を振るうようになっていった。

4. 学校と打ち合わせ

SSW は精神科病院との協働や本人の家庭生活の安定のための支援を実施すること、他方、Co は学校の窓口として中学部全体で本人の学校生活の安定に努めることとで、SSW と Co の役割分化をしていくことにした。

5. SSW による母と本人との面談

SSW が母、本人との個別面談を行い、継続した面談の実施を提案した。また、SSW が精神科病院と協働を図っていくことに関して、母から許可を得ることができた。これにより、SSW は本人が通院している精神科病院にも同行していった。

本人は、ゴムやボタン、ファスナーのついた服を着用できないこと、大量のマーカーペンを持ち歩くなど、様々なこだわりがあった。また、学校に行きたいという気持ちはあるが、他人が怖く、外出も困難になっていることを SSW に明かしてくれた。

6. 精神科病院への入院

本人が欠席して自宅にいる時に祖母にカッターナイフを向ける事案が発生した。本人も自分の行動に恐怖を覚え、本人了承のもとで精神科病院に任意入院となる。

そこで、学校としては退院後を見据えて、病院にてケース会議を実施した。主治医からは、退院後は家庭に訪問看護を導入すること、本人の外出には何らかの支援が必要であること、登校に関しては時間や回数などを決めて短時間からの登校を始めるなどのアドバイスを受けた。

7. 母参加型校内ケース会議の開催

精神科病院で協議した内容を受けて、退院後の登校や家庭生活について具体的に検討するため、学校で校内ケース会議を実施した。参加者は、母、校長、Co、担任、SSW である。支援プランとしては、本人退院後の訪問看護の利用、登校支援のためのガイドヘルパー利用に向けた相談支援事業所への繋ぎ、この支援は SSW が行うことにした。他方、本人の退院後の登

校支援に関しては、Co が中心となりスモールステップによる登校プランを作成することになった。

8. 退院後の協働

本人は退院後、訪問看護を週 3 日利用することになる。この目的は、服薬管理と、祖母と 2 人きりの時間を作らないようにするためである。SSW は相談支援事業所に前もって本人の情報を伝えておき、本人との繋ぎを担った。本人は登校時、一人で公共交通機関を利用して登校できないため、ガイドヘルパーを活用して登下校の支援をしてもらうことにした。登校は訪問看護のない日の週 2 日から開始した。

本人の学校での状態については、Co から SSW に連絡が入った。精神科病院退院後、学校は 2 週間おきに母を呼んで支援の振り返りを行っていった。学校生活については Co が、福祉サービス等については SSW が窓口になり、役割分化と協働で取り組んでいった。

9. 支援結果

今回の支援を通して、①精神科病院受診と訪問看護の利用で本人の精神状態が安定した。そして、家庭でも落ち着いて生活できるようになった。②福祉サービスの利用で登校がスムーズになり、不登校の解消に繋がった。③精神科病院からの情報で本人に合わせた学校生活プランを立てることができ、本人の教育保障に繋がった。

10. SSW と Co との役割分化の成果

①SSW と Co の協働

SSW が家庭支援と外部関係機関の調整役を担い、Co が学校の本人の状況把握と学校支援へのコーディネート役を担う役割分担をした。これにより、SSW と Co の役割分化と協働を図っていった。

②SSW による関係機関との協働

SSW が医療機関との連携やケース会議の調整をはかり、本人に必要な支援を検討していった。

③SSW による適切なサービスや資源への繋ぎ

SSW は、本人の状況に合わせた適切なサービスの提案と繋ぎを実施した。

<参考文献>

門田光司(2020)「特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの役割機能の研究」 科学研究費・基盤研究(C)研究報告書 (実践事例協力・角田かおり)

<執筆・編集>

門田 光司 (一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会会長)

角田 かおり (北九州市教育委員会スクールソーシャルワーカーリーダー)